

令和7年度

松江市除雪計画書

都市整備部 道路課
産業経済部 農林基盤整備課

松江市除雪対策要領

1. 目的

この要領は、松江市地域防災計画に定める「雪害対策計画」に基づき、松江市道管理(市道および農林道)においてとるべき措置を定め、低温・降雪による市民生活への影響を最小限にすることを目的とする。

2. 除雪路線の指定及び出動基準

除雪路線は、次の基準により一次路線、二次路線、三次路線に区分し、緊急度の高い重要路線から優先的に除雪する。(別添路線網図) また、除雪作業を効率よく行うため、県道と一体除雪をする。

指定路線区分	指定基準	出動基準
一次路線 (優先度Ⅰ)	国道、県道に接続する主要な幹線道路として指定する路線	積雪深が15cmに達する、もしくは達することが予想される場合に、自主判断または市からの要請により出動する。
二次路線 (優先度Ⅱ)	一次路線以外のバス路線 (路線バスの路線に限る)	積雪深が15cmに達する、もしくは達することが予想される場合に、自主判断または市からの要請により出動する。
三次路線 (優先度Ⅲ)	地域の生活道路のうち、基幹となる路線	積雪深が15cmに達する、もしくは達することが予想される場合に、自主判断または市からの要請により出動する。

※市街地重点除雪路線

通常は、積雪深15cmに達したときに出動することとしているが、市街地重点除雪路線(別紙、路線網図参照)については、交通量が多く圧雪が生じやすいため降雪5~10cmで出動。(R5年度より)

常時5~10cm以下を維持することが目的ではなく、早めの出動による初動体制の強化を目的とする。

3. 歩道除雪

歩道部の除雪は、比較的歩行者の通行が多く、歩行者への配慮が必要な路線を市から適宜指定し実施する。また、積雪深が20cmを超える場合、市からの要請により出動する。

4. 除雪体制

除雪体制は次のとおりとする。

- (1) 平常体制 大雪等気象予警報が発表され、準備が必要と判断されるとき
(市街地の降雪量が10cm程度を超えると予報されたとき)
- (2) 準備体制 大雪等による災害発生が予測されるも事態の発生まで時間的余裕があるとき
(市街地の降雪量が15cm程度を超えると予報されたとき)
- (3) 警戒体制 市街地の積雪量が50cm程度を超えると予報されたとき
- (4) 緊急体制 市街地の積雪量が50cm程度を超え、かつそれ以上の積雪が予報されたとき

5. 除雪実施計画

気象予報、県等(コンビニ)からの情報をもとに山間部を中心とした各地域の積雪量を判断し、以下のとおりとする。

(1) 平常体制

- ・ 降雪時に各方面からの積雪情報を集約し、出動準備を整える。
- ・ 総括 道路課長、農林基盤整備課長
副総括 道路課課長補佐
- ・ 各担当 道路課管理第一・第二係

農林基盤整備課基盤整備係・林務係
各支所担当者

(2) 準備体制(松江市地域防災計画の風水害時の「準備体制」に準ずる)

- ・ 積雪量は 15 cm程度からとする。ただし、積雪量にとらわれることなく交通確保上、必要と認められる路線から除雪する。
- ・ 総括 都市整備部長
- ・ 副総括 道路課長、農林基盤整備課長、道路課課長補佐
- ・ 各担当 道路課管理第一・第二係
農林基盤整備課基盤整備係・林務係
各支所担当者

(3) 警戒体制(松江市地域防災計画の風水害時の「警戒体制」に準ずる)

夜間に相当量の降雪のおそれのある場合は、前日までに各作業委託業者に事前連絡し、除雪作業に備える。

(4) 緊急体制(松江市地域防災計画の風水害時の「災害体制」に準ずる)

- ・ 松江市災害対策本部等の指示に従うと共に、国道・県道に通ずる主要幹線及びバス路線等から順次除雪する。
- ・ 主要幹線の除雪を迅速かつ円滑に実施するため、積雪の状況を把握し借上機種の機能に応じた、調達・配車を行う。
- ・ 積雪による異常事態が発生した場合、応急復旧の処置を講ずるとともに必要に応じて、片側通行、迂回交通等の処置を実施し、その効力を確保するため交通整理、路上放置物件の取締まり等について、松江警察署長に協力を求める。
- ・ 除雪後、路肩等の集雪撤去の必要がある場合は別途とする。

6. 対策期間

令和 7 年 12 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの期間とする。

7. 路面凍結防止計画

気象予報等の低温予測をもとに、スリップ事故頻度の高い急傾斜箇所等(橋梁・急カーブ・急勾配)を中心に凍結防止剤等を設置及び散布し、事故発生の予防を行う。

詳細については「凍結防止剤等散布作業計画」による。

凍結防止剤等散布作業計画

本計画は市道路面が凍結した場合、通行に支障があり市民生活に多大な影響が出ることが想定される路線に凍結防止剤等の散布作業の計画、また、凍結防止剤等を路肩等に配置する計画内容を定めたものである。

早朝のスリップ事故防止を主目的として、散布作業を行う。

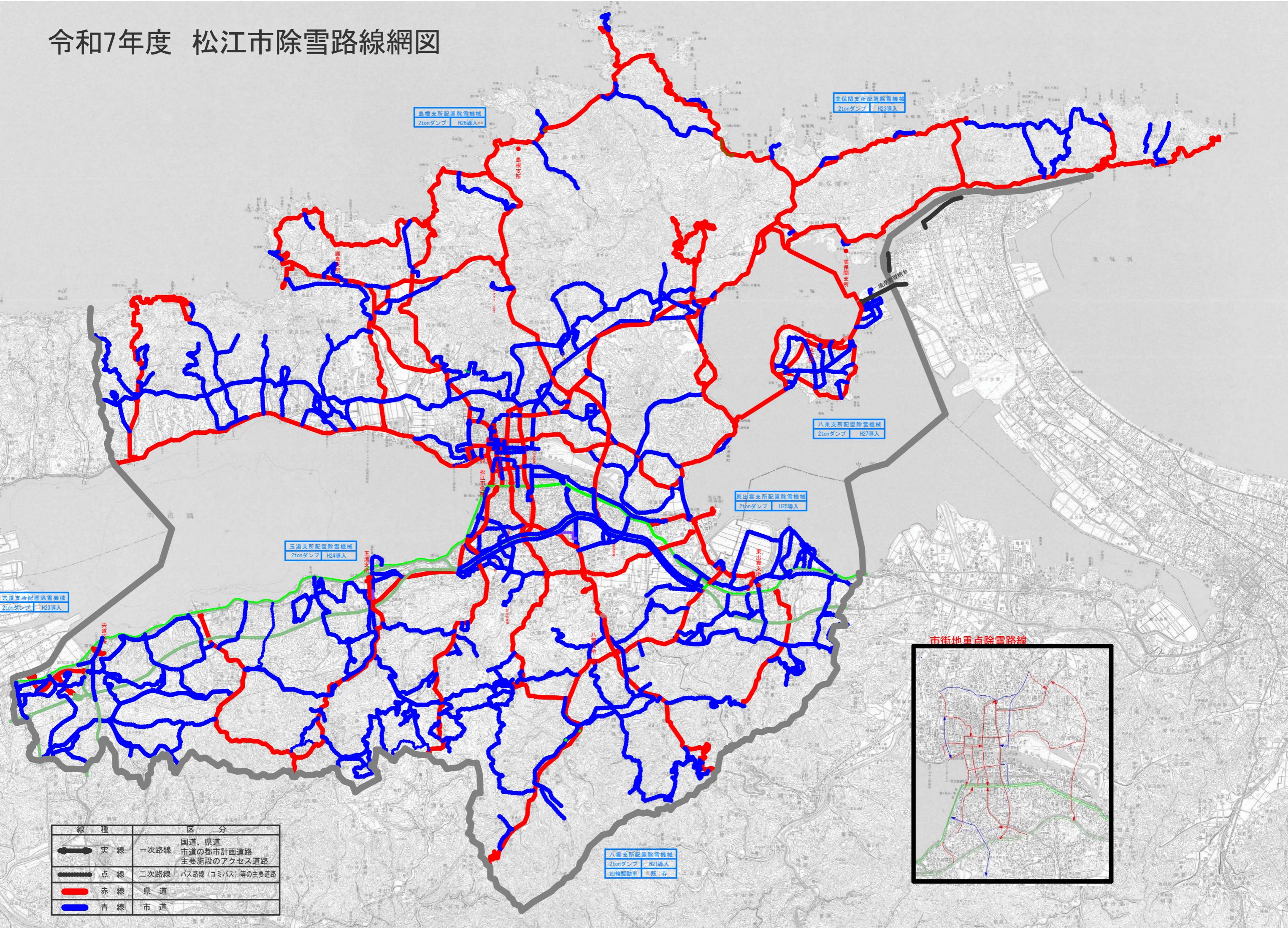
1. 散布作業受託業者は路面凍結が予測（気温が 0°C以下で路面が湿潤状態）される場合、及び凍結が確認された場合に道路課又は各支所からの指示のほか、受託業者の判断で受け持つ市道の散布を行う。
2. 散布量は 20～100 グラム/平方メートルを基本とし、各箇所の状況に応じて散布量を判断する。
3. 散布作業受託業者は作業終了後、速やかに必要書類を添付し、隨時本庁・支所担当者まで報告する。
4. 散布作業受託業者は予め市道路肩等に配置されている凍結防止剤等は使用せず、事前に指定した箇所の凍結防止剤等を使用する。やむを得ず使用した場合は、速やかに補充しておく。
5. 凍結防止剤等を道路路肩等に配置する場合は、通行に支障にない場所を選定し配置する。
6. 上記の凍結防止剤等の設置は、12月中旬に全ての箇所に配置する。
7. 3月下旬には、配置箇所に残置された凍結防止剤等は本庁の指示により撤去し、所定の場所まで運搬する。

※散布作業時間帯

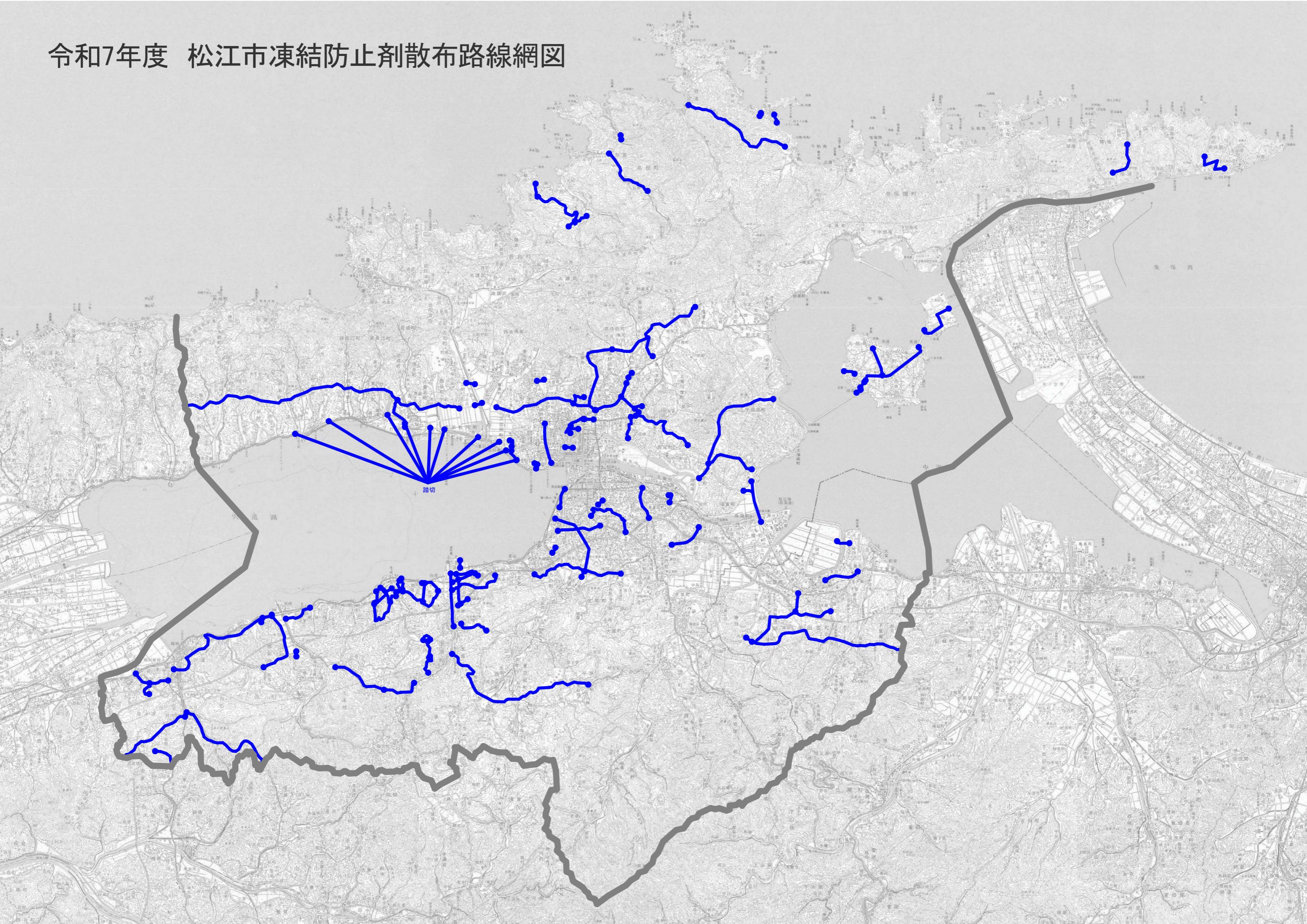
降雪が始まるか、路面凍結が発生すると思われる 1～2 時間前に実施することとする。

なお、翌朝の凍結を見越しての前日夕刻時の散布や乾燥路面への散布は気温が下がる夜間から早朝にかけて再凍結のおそれがあるため、散布作業を行わないこと。

令和7年度 松江市除雪路線網図



令和7年度 松江市凍結防止剤散布路線網図



歩道除雪路線図(歩道位置)

